

集落周辺里山整備事業

①事業の目的

集落住民が主体に実施する手入れ不足・気象害・病虫害・鳥獣害などにより公益的機能が低下し荒廃している里山の伐採等の整備に係る経費の一部を支援することで、森林環境の保全を図るとともに、住民による自発的な森林環境の保全に対する意識の向上を図る。

②事業の内容及び補助金額

補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助率
町内の集落又は 自治会	里山林の伐採 等に係る経費	集落又は自治会に おいて森林所有者 の承諾が得られる 里山林に限る	10／10以内 上限50万円／集落・自治会 ただし下記で定める基準単価を上限とする

※「里山林」…家屋・農地・国県町道等など生活に必要な公道から50m以内の森林

※基準単価

区分	作業内容	基準単価
刈り払い	草刈機での刈り払い	2,520円／a
不要木の伐採	広葉樹を主とした不要木の伐採	9,890円／a
不要木の棚積み	伐採した不要木の棚積み	6,010円／a
竹の伐採・整理	荒廃竹林の伐採及び棚積み	20,940円／a

③申請等に必要な書類

・交付申請

様式第1—4号、計画図(整備する場所と内容がわかるもの)、見積書の写し(※業務を委託する場合のみ)、事業実施承諾書(様式第1—4号付属様式1)

・変更申請

様式第1—4号、変更計画図、見積書の写し(※変更がある場合のみ)、事業実施承諾書(様式第1—4号付属様式1)(※変更がある場合のみ)

※変更箇所については上段に括弧書きで変更前を、下段に変更後を記載すること。

・実績報告

様式第3—4号、実績図(整備した場所と内容がわかるもの)、実施前後の状況写真